

交通安全情報

令和6年11月1日施行



自転車の飲酒運転禁止強化

～「酒気帯び」にも罰則適用！！～



道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）

道路交通法第65条第1項の規定に違反して車両等（**自転車以外の軽車両を除く。**）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの。

罰則

道路交通法第117条の2の2第1項第3号

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

さらに 【飲酒運転周辺者三罪の車両に**自転車が含まれます**】

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に
車両（自転車以外の軽車両を除く）を提供してはいけません



車両提供罪（道路交通法第65条第2項、同法第117条の2の2第1項第4号）

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に
酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません



酒類提供罪（道路交通法第65条第3項、同法第117条の3の2第2号）

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◎運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求
依頼して車両（自転車以外の軽車両を除く）に同乗してはいけません



同乗罪（道路交通法第65条第4項、同法第117条の3の2第3号）

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車だからって甘く考えるな

NO



酒を飲んだら乗らない！



交通安全情報

令和6年11月1日施行



自転車を利用する皆さんへ

～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



変更

道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は**自転車**（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>

